

①対象区域

対象区域は、「勢田川、五十鈴川、大湊川及び宇治山田港の河川区域と港湾区域との重複区域及び当該区域に面する施設」とします。

〇資料P6参照

②広報関係

ホームページ、看板、広報誌などを使って、随時、啓発活動を 行っていくことについて協議・検討します。

- ○事務局において随時行っていく。
- 〇前回協議会以降実施:資料P10~P12参照

③係留船舶実態調査

放置船舶の対策に必要な係留船舶調査を実施することについて 協議・検討します。

〇H21. 12月~H22. 1月に調査を実施。951隻のうち船溜まり以外に係留されている放置船舶は600隻(所有者判明493隻、不明107隻)だった。〇前回協議会以降実施:所有者判明の493隻について、船種、船検切れ、船籍港等の調査を実施。

④強制的な撤去措置

所有者が確認できない船舶や、所有者が確認できても係留施設へ移動しない船舶に対して、簡易代執行や行政代執行を行っていくことについて協議・検討します。

〇所有者不明船から強制撤去を行っていく。

H22. 1. 29に船舶2隻、桟橋5基について強制撤去を実施した。

〇前回協議会以降実施:資料P9参照

⑤民間マリーナ調査

近隣にある民間マリーナの状況について把握し、係留施設の協議・検討に反映させます。

- 〇近隣にあるマリーナと、空き数を調査した。
- 〇H22. 7. 12及び22に民間事業者への聞き取り調査を実施。

⑥暫定係留施設

恒久的な施設を整備するまでの暫定的な係留場所、施設について協議・検討します。

⑦恒久的係留保管施設

マリーナ等の恒久的な係留施設の整備・設置について協議・検討します。

〇新たな受け皿となる係留施設について引き続き検討。

⑧重点的撤去区域の設定(河川)

河川法に基づく強制的な撤去措置の対象区域を設定することについて協議・検討します。

- ○河川関係通達に基づく設定。
- 〇基本的には受け皿となる係留施設の状況などを見て設定。 ただし、船舶撤去後の空きスペースに桟橋が設置されたことから、 再係留防止対策としてH22. 4. 1、先行して部分的に重点的撤去区域 を設定。(資料P7~8参照)

⑨放置等禁止区域の指定(港湾)

港湾法に基づき、放置等を禁止する物件と区域を指定することについて協議・検討します。

- ○港湾法に基づく指定。
- 〇受け皿となる係留施設の状況などを見て指定

⑩条例制定の要否・可否について

条例の要否・可否について協議・検討します。

○ ⑧⑨の設定・指定区域を見ながら要否を検討。

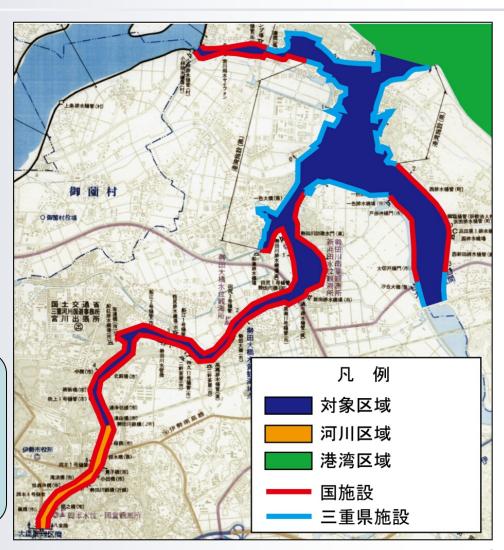
対象区域

対象区域は、

<u>勢田川、五十鈴川、大湊川</u> 及び宇治山田港

の河川区域と港湾区域との 重複区域及び当該区域に 面する施設とする。

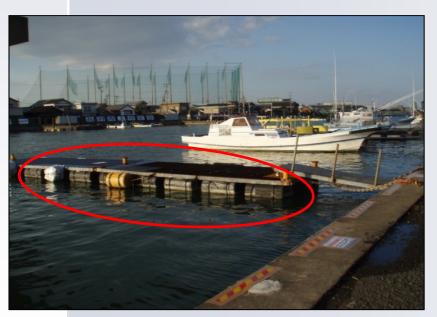
施設前面の水面は、 施設管理者が 基本的に管理を行います。



(1)報告事項

1)重点的撤去区域の設定

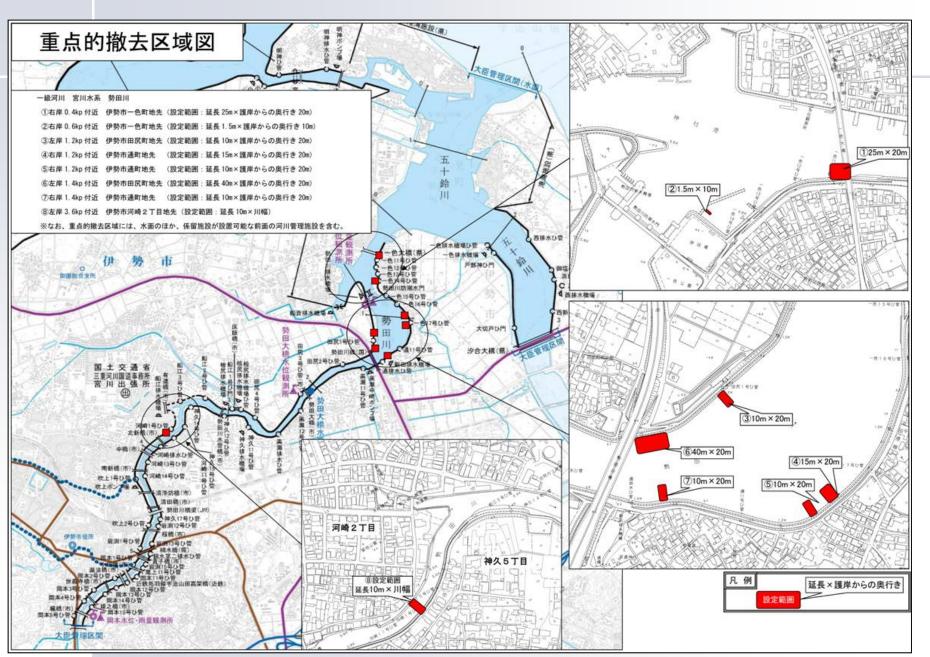
平成22年4月1日、<u>再係留防止対策</u>として、強制的な撤去措置を行った箇所に重点的撤去区域を設定しました。







1)重点的撤去区域の設定



2)強制的な撤去措置



水質事故現場

原因船引揚場所

①老朽化した放置船舶の船尾沈 没により、水質事故が発生 (H22.5.27)



②オイルフェンスによる事故対策



③強制的な撤去措置(H22.5.28)







3)広報関係

第2回勢田川等水面利用対策協議会

用対策協議会(会長・徳元 市の勢田川河口付近などに【伊勢】勢田川水面等利一で第二回会議を開き、伊勢

体のうち六百隻が船だまり

勢田川対策協が

調查報告

た。 に上ることが分かっ に放置されている船 伊勢市の勢田、五十 同河口にある宇治 釣り船など六百隻 大湊の三川の河口 勢市3川 のうち、 の会合で報告した。 調査し、十九日に伊勢 市役所であった協議会 面利用対策協議会」が 協議会では、六百隻 河 簡易代執行に 隻 る残りの四百九十三隻 進める方針を確認し 隻について、 づき随時、 所有者が判明してい 協議会調査 強制撤去を

法律に基

課題として挙げた。

田港の放置船対策に

なる所有者不明の百七

なる係留施設の整備を

に対しては、受け皿と

よる優先撤去の対象と

的撤去区域に指定する 方針に同意した。 防止対策として、 力所について、 強制撤去を済ませた八 月に設立した。 協議会は、 また既に船体などの 地元住民が昨年十 (渡辺大地) 国と県、 重点

> H22.3.20 中日新聞朝刊



川の河口近く北勢田川、五を勢田川、五 七百八十八七百八十八七百八十八 船は九百五十 に係留された

> H22.3.20 伊勢新聞

長) は十九日、伊勢市役所 | の結果を報告。真一三重河川国道事務所所 | 係留された船舶 って実施。字 の二回にわた 本年一月中旬 を協議した。 た放置船対策 の設置を含め 調査は昨年 一月中旬と

係留された船舶の実態調査 暫定係留施設 強制撤去や 以外にある。 同協議会は、

り出なかった場合は簡易代と、公示して名乗り出なかった場合は簡易代表について、公示して名乗 船だまり以

定係留施設設置での解決案が分かる四百九十三隻は、が分かる四百九十三隻は、 を話し合った。

船だまり以外

の係留船舶

所有者不

明

集 この日の会議で、治水上 を同区域に指定することを 家 る議案が出され、再係留的 放置禁止区域と物件を指定 での課題や水質事故がある場 同意。今後、強制撤去を に設定す う条例の要否や、港湾法院 での課題や水質事故がある場 同意。今後、強制撤去を に設定することと | う条例の要否や、港湾法で| 同意。今後、強制撤去を行 放置禁止区域と物件を指定

三重河川国道事務所ホームページ

勢田川等水面利用対策協議会(第2回)

- 開催日:平成22年3月19日(金)
- 協議会資料(PDF)
 - (1) 協議会において協議・検討していく基本事項の確認
 - (2) 報告事項
 - ①広報関係
 - ②係留船舶実態調査 ③強制的な撤去措置
 - ④民間マリーナ調査
 - (3) 協議·検討事項
 - ①暫定係留施設 ②重点的撤去区域(河川)
- 今回の協議会において決定した事項
 - ○河川管理者(国)による重点的撤去区域の設定 簡易代執行等により船舶や係留施設が撤去された場所については、 再係留防止対策として重点的撤去区域を先行して設定します。 回避目的で他に係留し直された場合も同様に設定します。



伊勢ケーブルテレビでも放映

3)広報関係

重点的撤去区域の設定

三重河川国道事務所ホームページ



お知らせ・トピックス

What's new

- RSS
- ▶ 2010.7.22 三重河川国道メールマガジン vol.22(2010/7/22)をアップ しました
- ▶ 2010.7.22 記者発表第3回勢田川等水面利用対策協議会を開催します。をアップしました
- ▶ 2010.7.22 現場からのお知らせ:櫛田川通信vol.8をアップしました
- ▶ 2010.7.16 記者発表・平成22年度国土交通省三重河川国道工事安全衛生協議会(第1回総会)を開催します。をアップしました
- ▶ 2010.7.15 三重河川国道事務所 ニュースレター第22号をアップしました
- ▶ 2010.7.15 記者発表第6回三重河川流域委員会を開催します。をアップしました
- ▶ 2010.7.12 記者発表:平成22年度河川愛護・海岸愛護月間の表彰に ついてをアップしました
- ▶ 2010.7.12 記者発表・傷良工事等表彰式についてをアップしました
- ▶ 2010.7.12 現場からのお知らせ、鈴鹿国道出張所 ちゅうばす通信 Vol.36 平成22年夏号をアップしました
- ▶ 2010.7.9 記者発表:三重県レンタカー協会と「災害又は事故等における輸送車両提供に関する協定書」を締結をアップしました。
- ▶ 2010.7.9 記者発表・鈴鹿川派川に設置・放置されたスケートボード遊 具を強制的に撤去します!をアップしました

過去の更新状況はこちら



2009.9.12 通行規制のお知らせ【中日新聞・読売新聞】

記者発表

- ▶ 2010.7.22 第3回勢田川等水面利用対策協議会を開催します。
- ▶ 2010.7.16 平成22年度国土交通省三重河川国道工事安全衛生協議会(第1回総会)を開催します。
- ▶ 2010.7.15 第6回三重河川流域委員会を開催します。
- ▶ 2010.7.12 平成22年度河川愛護・海岸愛護月間の表彰について
- ▶ 2010.7.12 優良工事等表彰式について
- ▶ 2010.7.9 三重県レンタカー協会と「災害又は事故等における輸送車 両提供に関する協定書」を締結
- ▶ 2010.7.9 鈴鹿川派川に設置・放置されたスケートボード遊具を強制 的に撤去します!

過去の記者発表はこちら

トピックス・ニュース

- ▶ 河川愛護モニター募集!!(5月21日終了しました)
- ▶ 勢田川に再係留防止対策として「重点的撤去区域」を設定しました (公元)
- ▶ 車両管理業務受託企業に対する国土交通省退職者の営業担当部署への就任自粛の要請について

過去のトビックス・ニュースはこちら

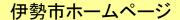
現地への公示状況





3)広報関係

重点的撤去区域の設定





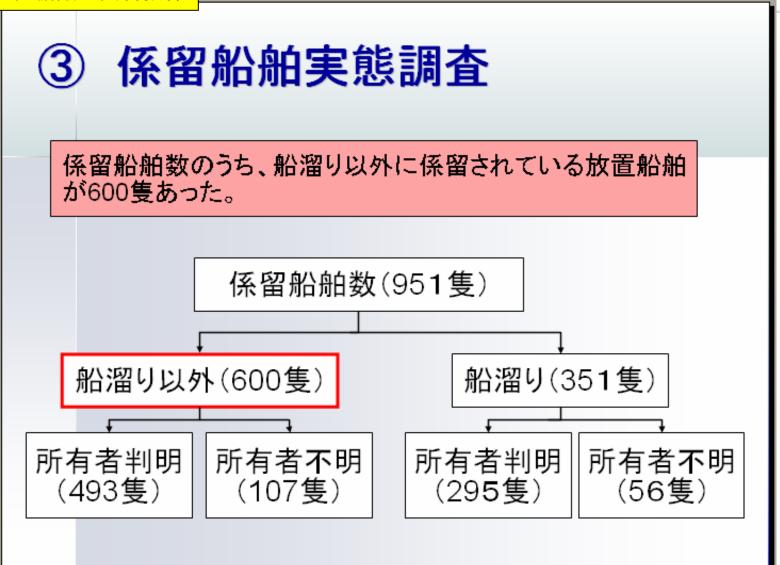


伊勢市の広報誌「広報いせ」 平成22年6月号19ページ

要点的撤去区域を設定 重点的撤去区域を設定 国主交通省三重河川国道事務所 (名津059・229・2218) 同事務所では、勢田川における の後、重点的撤去区域に船舶や 大区域に定めました。 今後、重点的撤去区域に船舶や 大区域に定めました。 会後、重点的撤去区域に船舶や 大区域に定めました。 会別でいる場合は、強制的に撤去が行われます。

(2)協議・検討事項

第2回協議会資料抜粋



(2)協議・検討事項

第2回協議会資料抜粋

⑥ 暫定係留施設

問題点:絶対的な受け皿係留施設の不足 (係留対象船舶493隻 民間マリーナ(空き)47隻)

係留場所の確保増

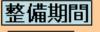


係留対象船舶の減

- ・強制的な撤去措置
- ・船舶実態調査の精査(船籍港や船舶所有者の 住所(こよる絞り込み)

●今後に向けての検討事項

- ○暫定係留施設としての継続検討について
 - ・暫定係留施設としての検討を継続する
 - 将来は恒久施設とする予定で暫定係留施設を検討する
 - 恒久施設の検討に切り替える

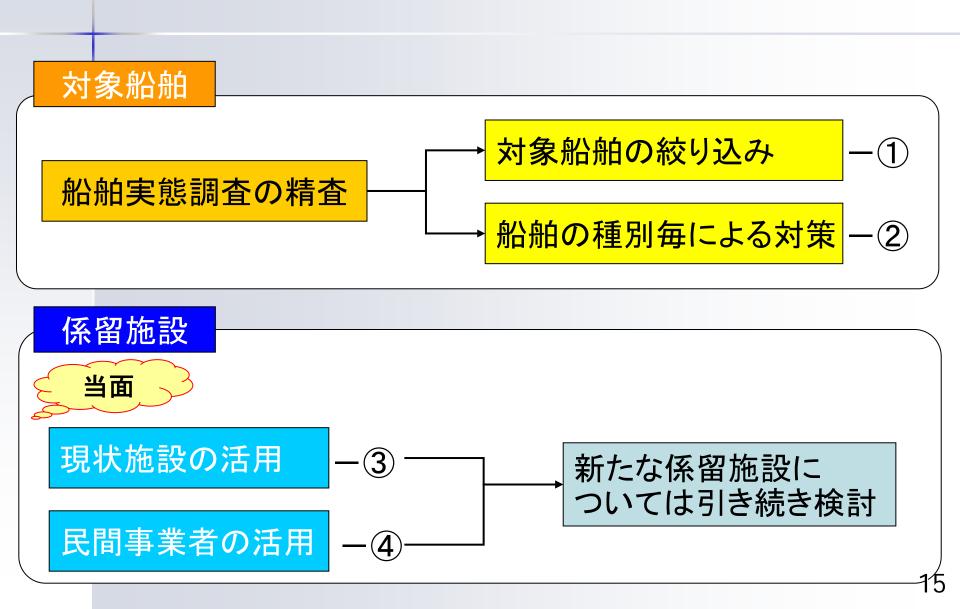






- ○受け皿施設としての民間マリーナの対象エリアを広げる (47隻→約300隻)
- ○現在の船溜まり等施設の一部活用について (所有者不明船56隻)
- ○漁船とそれ以外の船舶の取扱いについて
- ○新規民間事業者の誘致

1)対策を実施していくための基本的な考え方について

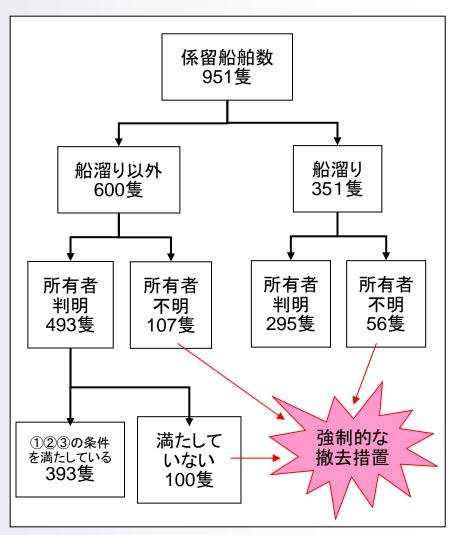


①対象船舶の絞り込み

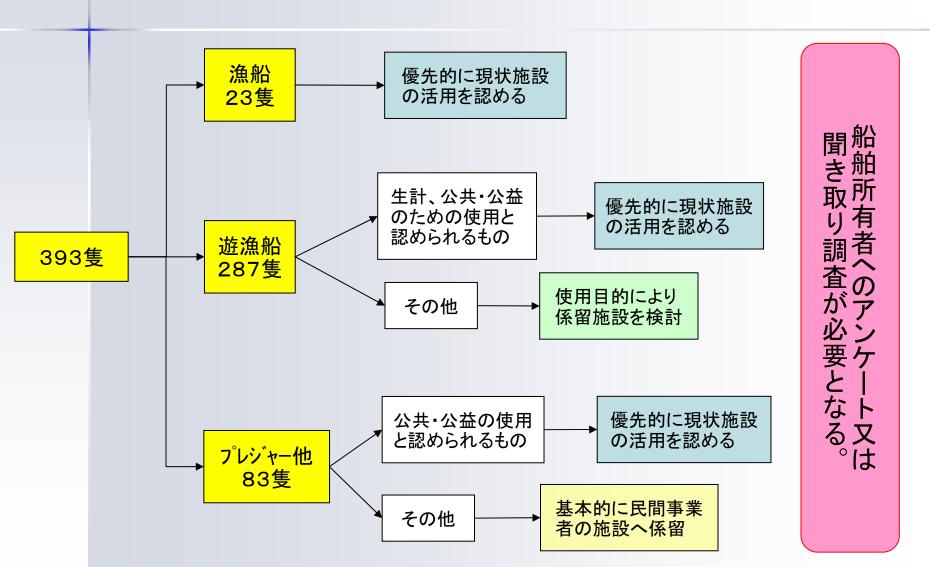
- •自走可能 •老朽化
- ・船検切れ・未使用
- 登録番号の表示
- ・地元の船

受け皿施設への対象船舶とする3条件

- ① 漁船登録の検認を受けている、 又は、船舶検査書の有効期間内である。
- ② 漁船法、小型船舶の登録等に関する法律 などに違反していない。 (船舶への登録番号の表示など)
- 3 所属漁協、又は、船籍港が伊勢市内となっている。



②船舶の種別毎による対策



17

漁船については、優先的に現状施設の活用を認める。

今一色漁港区









一色町地先船だまり



~課題~

- ・占用(管理)主体の決定
- ・現在係留されている船舶の見直し



係 留 船 舶 数		
	所有者判明	所有者不明
漁船	4隻	-
遊漁船	31隻	9隻
プレジャー他	13隻	1隻

一色町物揚場施設





- ・しゅんせつが必要
- ・占用(管理)主体の決定
- ・現在係留されている船舶の見直し



4	系 留 船 舶	数
	所有者判明	所有者不明
漁船	7隻	_
遊漁船	5隻	9隻
プレジャー他	1隻	3隻

防潮水門下流(左岸)神社港



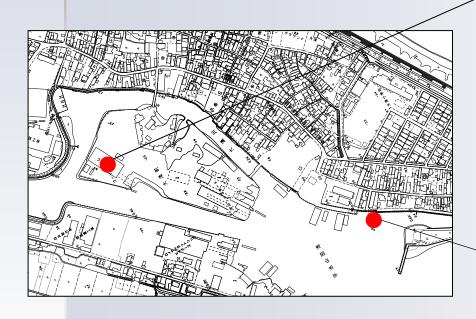


- ・占用(管理)主体の決定
- ・現在係留されている船舶の見直し



係 留 船 舶 数		
	所有者判明	所有者不明
漁船	1隻	_
遊漁船	57隻	2隻
プレジャー他	8隻	1隻

④民間事業者の活用



空 き 数		
ゴーリキマリンヴィレッジ	38隻	
マリーナ伊勢	現在空き数なし	

港湾法の許可を受けている

ゴーリキマリンヴィレッジ(伊勢市大湊町)



マリーナ伊勢(伊勢市大湊町)



④民間事業者の活用

新規事業者

防潮水門下流左岸(伊勢市田尻町地先)

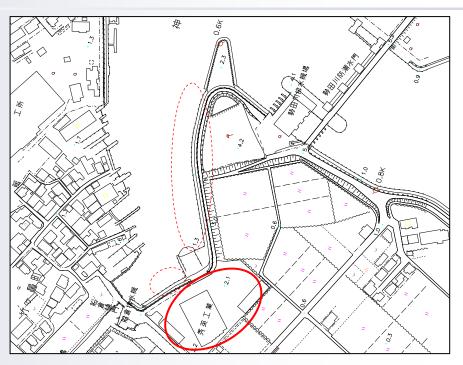


陸上保管空き数

40隻

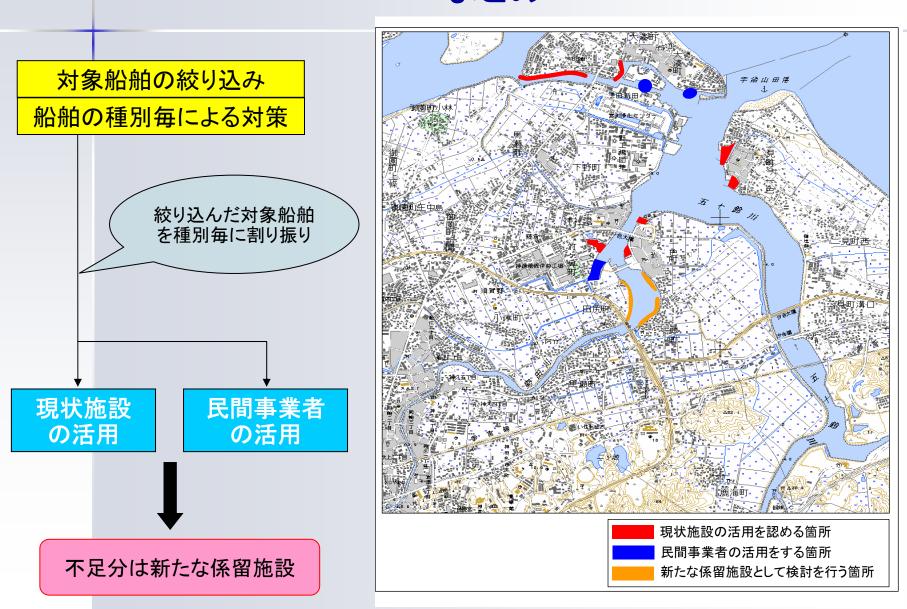
~課題~

- ・現在水域に係留している船舶の取扱い
- ・河川、港湾管理上やむを得ない範囲で許可





1)対策を実施していくための基本的な考え方について ~まとめ~



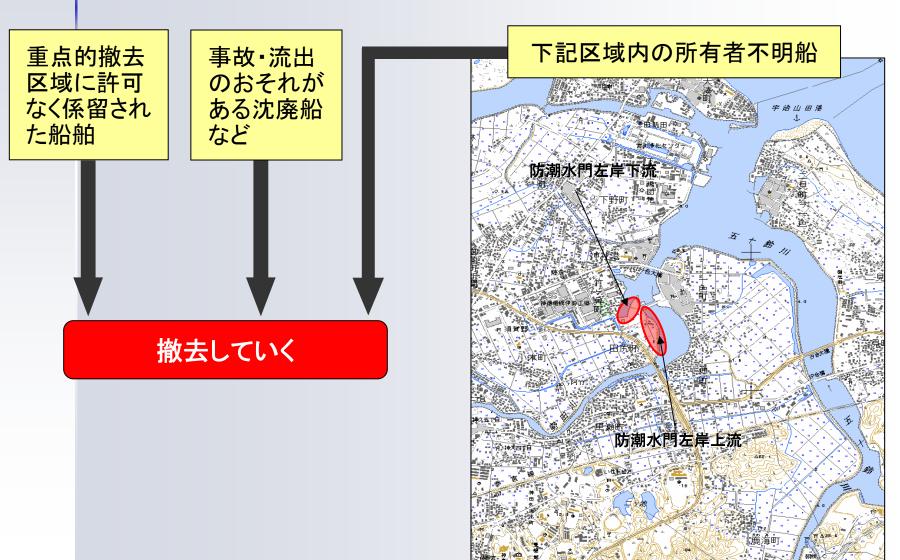
2)強制的な撤去措置

当面実施を予定しているもの



2)強制的な撤去措置

当面実施を予定しているもの



3)今後の予定

H21.11 H22.3 H22.7 H23.2 強制的な撤去措置について 強制的な撤去措置について 船舶所有者アンケ 協議会で検討していく事項の確認 広報関係 係留船舶調査·所有者調査結果 簡易代執行について 暫定係留施設の候補地 重点的撤去区域(河川)設定の考え方 広報関係 重点的撤去区域(河川)について 係留施設について 係留施設について 広報関係 、対策を実施してい 勢田川等水面利用対策協議会(第2回) 勢田川等水面利用対策協議会(第3回) 勢田川等水面利用対策協議会(第4回) 勢田川等水面利用対策協議会の設立 くための基本的な考え方について) 聞き取りについて